

## ヤングサポーター認定制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、児童虐待の未然防止を図るため、中学・高校生など若い世代が、児童虐待防止や児童の権利擁護に関する理解を深めることにより、「体罰によらない子育て」の知識を身につけるとともに、周囲の友人等に対し、こうした知識や取組を広め、必要に応じて支援を行う「ヤングサポーター」の養成・認定について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「ヤングサポーター」とは、県内に居住する18歳未満の者、又は県内の学校等に通学する者であつて、児童虐待の防止等について、所定の研修を受講し、知事から認定を受けた者をいう。

2 ヤングサポーターは、次に掲げる児童虐待防止に関する取組を積極的に行うよう努めるものとする。

- (1) 友人・同級生等と子育ての在り方や児童虐待防止について話し合うなど、知識の輪を広げること
- (2) オレンジリボンを身につけるなど、児童虐待防止に係る啓発活動に参加すること
- (3) 子どもの虐待防止に関する講演会、研修会等に参加し、児童虐待防止等についての理解を深めること
- (4) 友人等から虐待に関する相談を受けた場合、必要に応じて助言や相談窓口の紹介等を行うこと
- (5) その他虐待防止に関して必要と認められること

### (養成研修)

第3条 ヤングサポーター養成研修の実施を希望する者は、ヤングサポーター養成研修申込書（別記第1号様式）を県又は県が委託した者に提出するものとする。

2 県又は県が委託した者は、ヤングサポーター養成研修申込書の提出を受けた場合は、ヤングサポーター養成研修を実施する。

### (認定及び認定期間)

第4条 知事は、前条の研修を受講した者をヤングサポーターとして認定し、ヤングサポーター認定証（別記第2号様式）を交付する。

2 認定期間は、ヤングサポーター認定時に在籍していた学校を卒業するまでの期間とする。

### (変更の届出)

第5条 ヤングサポーターは、氏名又は住所（居所）に変更があったときは、速やかに、ヤングサポーター変更届出書（別記第3号様式）により、その旨を知事に届け出るものとする。

(認定の取消し)

第6条 知事は、ヤングサポーターが次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の内容等により受講申込みをしたとき

(2) 法令等に違反する重大な事実があると認めるとき

(3) 前各号に掲げる場合のほか、ヤングサポーターとして適当でないと認めるとき

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、その理由を示して、認定者に通知するものとする。

3 第1項の規定により認定を取り消された者は、遅滞なく、認定証を知事に返納するものとする。

4 知事は、第1項の規定により認定を取り消された者がその責めに帰すことができない理由により同項各号に該当することが明らかであると認めたときは、当該者を再度認定するとともに、認定証を再交付することができるものとする。

(ヤングサポーターへの支援措置)

第7条 県は、ヤングサポーターの活動を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、市町、教育委員会、学校、関係機関・団体等に対し、ヤングサポーターが円滑に活動できるよう協力を依頼するものとする。

(情報の提供)

第8条 知事は、ヤングサポーターの氏名、住所及び認定時期について、事前に本人の了解を得た上で、居住地若しくは所属する事業所又は学校等の所在市町へ提供することができるものとする。

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和2年9月18日から施行する。